

教育訓練給付金制度 申請手続と流れ

教育訓練給付金制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、本人自ら教育訓練施設に支払った教育訓練費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。

対象となる方

- ◎ 教育訓練給付金を受けるには一定の条件があります。
 - ①在職者であって雇用保険加入期間が3年以上ある方。
 - ②離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用保険加入期間が3年以上ある方。
 - ※但し、①②ともに当分の間は雇用保険加入期間が1年以上あれば支給対象者となります。
 - ※過去に教育訓練給付制度を利用された方が、再度利用する場合には過去の受講開始日以降雇用保険加入期間が新たに3年以上必要となります。
 - ③65歳未満の方。
 - 一般被保険者の方は65歳の誕生日の前日に一般被保険者でなくなり、高年齢継続被保険者として資格が切り替わるので、受講開始日が66歳の誕生日以降にある場合は支給対象になりません。(適用対象期間の延長が認められた場合は除きます。)
 - ※支給の条件の詳細は最寄のハローワーク(公共職業安定所)へお問い合わせ下さい。

支給金額

- ・受講者ご本人様が当校にお支払いいただいた教育訓練費の20%に相当する金額(上限10万円)がハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。詳細金額は、別紙1をご覧ください。
- ・講習をお申込みする前にハローワーク(公共職業安定所)で受給資格確認をお願いします。
 - ※所定の用紙は当校で用意しております。お気軽にお申し付け下さい。
- ・当校への支払いは、「講座費用総額」を一括前払いとなります。(ローン不可)
- ・夜間講習の差額分、講習時間が規定時間を超えた場合の追加分講習料、検定で不合格となった場合の再検定料及び、補習料は給付対象外のため実費となります。
- ・給付金額は、別紙1をご覧ください。

支給までの流れ

①講習申し込み 教育訓練施設(関原自動車学校)へ

まずは関原自動車学校においで下さい。受付窓口にて「教育訓練指定講座の受講」の希望をお申し出下さい。以下の手続書類をさしあげます。

- ・教育訓練給付の支給申請手続きについて(リーフレット)
- ・教育訓練給付金支給要件照会票

② 受給資格確認 「支給要件照会」⇒「教育訓練給付金支給要件回答書」交付 本人の住居を管轄するハローワークへ

持参するもの

- ・免許証などの本人確認ができる書類
- ・印鑑
- ・雇用保険被保険者証

※「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、提出して頂きます。

※受講開始(予定)日と実際の受講開始日が異なったり、受講開始(予定)日を将来の日付で照会した後に、被保険者資格に変動がある場合は照会結果の内容のとおりにならない場合があるので十分注意して下さい。

「教育訓練給付金支給要件照会票」に記入して頂いた内容に基づき、回答書が交付され条件を満たしているかどうかわかります。

③ 「入校」 教育訓練施設(関原自動車学校)へ

決められた入校日に来校していただきます。

入校日に持参するもの

- ・講座費用全額(ローン不可)
ハローワーク提出用の領収書を発行します。再発行はできませんので大切に保管しておいて下さい。
- ・免許証
IC免許証所持の方は本籍確認のため、本籍確認用の小票又は、住民票の写しをご提示下さい。
- ・ハローワークからの「回答書」

④ 「証明書の発行」 教育訓練施設(関原自動車学校)より

- ・教育訓練終了後、「教育訓練修了証明書」が発行されます。
- ・アンケート用紙を記入の上、提出してください。

⑤ 「給付金の申請」 本人の住居を管轄するハローワークへ

持参するもの

- ・教育訓練給付金支給申請書
- ・教育訓練修了証明書
- ・領収書
- ・本人、住所確認ができるもの
- ・雇用保険被保険者証

申請の時期は教育訓練の受講修了日から起算して1ヶ月以内に申請を行って下さい。

これを過ぎると申請が受け付けられません。

注意事項

- ・同時に複数の教育訓練給付コースを利用することはできません。
- ・教育訓練給付金を受けないコースで受講中の方は、途中からこの制度をご利用いただくことはできません。
- ・申請に必要な書類は大切に保管しておいて下さい。
- ・支給申請は正しく行って下さい。不正受給は刑罰に処せられます。

